

資料 2 【諮問事項】 兵庫県犯罪被害者等支援計画の改定

1 計画改定の概要

(1) 計画改定の趣旨

令和6年3月に策定した「**兵庫県犯罪被害者等支援計画**」について、**令和8年度末をもって期間を満了**することから（計画期間：令和6～8年度（3年間））、令和7年度に実施した条例検証委員会における議論や、令和8年3月に策定された国の「第5次犯罪被害者等基本計画」、さらに計画策定以降の社会情勢の変化等も踏まえ、**令和8年度中に改定作業を進める**。

計画改定にあたっては、現行計画策定時と同様、**地域安全まちづくり審議会に諮問し**、内容について**調査審議の上、答申**を頂く手続きを行う。

(2) これまでの経緯

令和5年3月 「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」制定（同年4月施行）

令和6年3月 「兵庫県犯罪被害者等支援計画」策定（同年4月実施）

令和7年7月～8年3月 条例制定から3年経過したことを踏まえ、「条例検証委員会」を開催（3回）

2 改定の進め方

令和5年度の計画策定時と同様、地域安全まちづくり審議会に諮問した上で「**兵庫県
犯罪被害者等支援計画検討会議**」を設置、同検討会議において改定に向けた意見を募る。

審議会での調査審議を経て答申を得、最終的に計画として合意を得る。

(1) 検討会議 構成員

(敬称略)

区 分	氏 名	職 名 等
学 識 経 験 者	正 木 靖 子	弁護士
	大 岡 由 佳	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
支 援 団 体	河 瀬 真	(公社) ひょうご被害者支援センター理事
	遠 藤 えりな	同 事務局長
当 事 者 団 体	寺 田 真 治	(一社) 犯罪被害者の会・つなぐ会代表理事
	土 師 守	新全国犯罪被害者の会(新あすの会) 幹事
警 察	谷 本 紋	兵庫県警察本部警務部被害者支援室長

(2) スケジュール (案)

4～6月			7～9月			10～12月			1～3月		
			第1回 審議会					第2回 審議会	パブリック・コメン ト実施		第3回 審議会
				第1回 検討会議		第2回 検討会議					

3 現行計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

令和5年3月に制定した「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する**条例**」の**理念に基づく施策の具体化**を図ることとして策定。

(2) 計画の位置付け

- ・ 条例第9条に基づく、**犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進**を図るための計画
- ・ 県政の基本方針である「ひょうごビジョン2050」に掲げる「**みんなが生きやすい地域**」を**目指すための実行プログラム**に位置づけ
- ・ 国の犯罪被害者等基本計画や本県の関連する計画、SDGsの考え方等との整合性を踏まえながら取組を推進

(3) 計画期間 令和6年度～令和8年度（3年間）

4 現行計画の基本的な考え方

(1) 基本方針

- ア 個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障
- イ 事情に応じた適切な支援の実施、二次被害への配慮
- ウ 必要な支援を途切れることなく提供
- エ 関係機関の相互連携及び協力の元に支援を推進

(2) 重点的に取り組む項目

- ア 損害回復・経済的支援等への取組
- イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ウ 刑事手続への関与拡充への取組
- エ 支援等のための体制整備への取組
- オ 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

5 現行計画の施策体系

取組項目	条例	基本的施策	具体的な施策例
損害回復・経済的支援等への取組	第14条	損害賠償の請求に関する情報提供等	支援ノート の作成、無料法律相談の実施 等
	第17条	居住の安定等	一時避難施設使用費の支援、県営住宅の優先入居 等
	第18条	雇用の安定等	事業者への啓発 、就労支援、労働相談 等
	第20条	経済的負担の軽減	県独自の見舞金制度の創設 、カウンセリング費用の支援 等
	第26条	児童・生徒等に対する教育	私立高等学校の授業料軽減、県立大学の無償化 等
精神的・身体的被害の回復・防止への取組	第15条	心身に受けた影響からの回復	心身のケアに関する相談・診療、 性犯罪被害に係る医療機関との連携 等
	第16条	安全の確保	再被害の防止、ストーカー・DV対策の強化 等
	第23条	保護、捜査等の過程における配慮等	性犯罪被害者への同行支援、捜査時の配慮 等
刑事手続への関与拡充への取組	第19条	刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等	兵庫県警察における適切な対応、 国制度の情報発信 等
支援等のための体制整備への取組	第10条	支援体制の整備	支援調整会議の設置、新たな施策検討会議の開催 等
	第13条	相談・情報の提供等	各種相談窓口の充実、SNS等を活用した教育相談 等
	第25条	民間支援団体に対する援助	民間支援団体との連携、広報、財政的支援 等
	第27条	人材の育成	市町職員等への研修、教職員向けの講義 等
県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組	第12条	個人情報情報の適切な取扱い	事件公表時の配慮、個人情報情報の適切な管理 等
	第24条	県民及び事業者の理解促進	民間支援団体等と連携した普及啓発、学校での出前講座 等
	第26条	児童・生徒等に対する教育	学校での出前講座、人権教育の推進 等

※赤字は、計画策定以降の新規の取組

6 計画策定後の新たな取組

(1) 見舞金制度の創設（令和6年度～）

犯罪被害に伴う予期せぬ**経済的負担を軽減**するため、県独自の見舞金を支給

区 分	遺族見舞金	重傷病見舞金	【R8新設】転居見舞金
支給対象	犯罪により死亡した被害者の第一順位遺族	犯罪による負傷又は疾病（精神疾患含む）により治療期間が1か月以上要すると診断された被害者	自宅等での犯罪被害により、転居を余儀なくされた犯罪被害者等
支給金額	300千円	100千円	100千円
R7実績	4件	29件	—

(2) 支援調整会議の開催（令和6年度～）

複数機関による支援が必要と考えられる事案に対し、県及び支援コーディネーターが中心となって関係市町・県警等の**関係機関と支援内容を調整**する「支援調整会議」を設置（R8実績：2回開催（6月末時点））

(3) 性犯罪・性暴力被害者への支援の拡充

ア 医療従事者向け専門研修の実施（令和6年度～）

性犯罪・性暴力被害の多様化を踏まえ、幅広い診療科の**医療従事者を対象に、性暴力被害の実態と医療対応等に係る専門研修**を実施（R7実績：2回）

イ LINE相談の実施（令和8年度～）

既存の電話・メールによる相談に加え、案件の特性を踏まえ、新たに「LINE相談」窓口を開設、**相談のチャンネルを拡げる**ことにより、性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止

(4) 支援ノート「みちしるべ」の作成・配付（令和7年度～）

犯罪被害者やその家族が、ご自身の**被害の状況や窓口等との手続きの状況・支援内容等を記録**することにより、口頭での説明が簡素化され、精神的な負担減につながるよう、書き込みやページの加除ができる支援ノート「みちしるべ」を作成、**相談の過程で希望者に配付**



支援ノート
「みちしるべ」表紙

【ノートの構成】

第1章 はじめに（ノートの使い方、困りごとリスト、相談先一覧 等）

第2章 被害の記録と経過の整理（被害発生時の記録、刑事手続きの流れ、関係機関との記録 等）

第3章 利用できる支援・制度（警察の制度、裁判所の制度、県・市町の制度 等）

(参考) 令和7年度「条例検証委員会」による検討結果（概要）

(1) 目的

条例の施行（R5.4）から3年目を迎えることから、附則の規定に基づき、各条項に規定する施策の取組状況を検証し、必要な措置を講じる。

(2) メンバー構成

学識経験者、支援団体、当事者団体、警察で構成（前述の検討会議メンバーと同一）

(3) 委員会開催日

①令和7年7月15日、②令和7年11月19日、③令和8年3月19日

(4) 主な検証結果（一部抜粋）

条 例	検証委員会意見	対応の方向性
第14条 損害賠償の請求に関する情報の提供	・ 支援制度がわかりにくく、警察や行政、弁護士等とのやり取りの繰り返しが精神的に苦痛な場合がある	・ 支援制度を掲載し、警察等とのやり取りを記入する「支援ノート」の作成、配付
第17条 居住の安定等	・ 転居先の確保も重要だが、まずは転居費の支援が望まれている ・ 転居費支援についても市町にばらつきがある	・ 県見舞金制度を拡充し転居見舞金を創設 ・ 市町制度と併給可とするとともに、転居費制度未設置市町へ働きかけ
第26条 児童・生徒に対する教育	・ きめ細やかな対応が必要だが、県教委や市町教委との連携が不十分 ・ 犯罪被害者や二次被害について理解促進のため、教員等の学校関係者への研修が望まれる	・ 学校現場の教員に対し、犯罪被害者等支援の重要性や不登校施策の活用、犯罪被害への対応等についての研修会等を実施